

監査告示第3号

令和8年3月3日

鹿児島市監査委員	宮之原	賢
同	小迫	義仁
同	中元	かつあき
同	合原	ちひろ

令和7年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	市長室	秘書課	広報課	国際交流課
企画財政局	財政部	管財課	工事検査課	
危機管理局		危機管理課	安心安全課	
市民局	市民文化部	市民協働課	地域づくり推進課	市民相談センター
		国民年金課	消費生活センター	
	谷山支所	総務課	市民課	
	伊敷支所	総務市民課		
	吉野支所	総務市民課		
	吉田支所	総務市民課		

	桜島支所	桜島総務市民課 東桜島総務市民課
	喜入支所	総務市民課
	松元支所	総務市民課
	郡山支所	総務市民課
環境局	環境部	環境保全課 環境衛生課
	資源循環部	廃棄物指導課 鹿児島市清掃事務所
健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課 長寿あんしん課 認知症支援室 介護保険課
産業局	産業振興部	産業政策課 雇用推進課
	農林水産部	農政総務課 鹿児島市都市農業センター 谷山農林課
建設局	建設管理部	管理課 公園緑化課 河川港湾課
	建築部	建築指導課 建築課 設備課
	道路部	道路建設課 街路整備課 道路維持課
会計管理室		
教育委員会	教育部	学務課 学校ICT推進センター 保健体育課 生涯学習課
		鹿児島市生涯学習プラザ 鹿児島市中央公民館
		鹿児島市鴨池公民館 鹿児島市城西公民館
		鹿児島市谷山市民会館 鹿児島市松元公民館
		鹿児島市郡山公民館 鹿児島市谷山北公民館
		鹿児島市立少年自然の家 鹿児島市立女性会館
		鹿児島市立学校ICT推進センター
		鹿児島市立中央学校給食センター
選挙管理委員会	事務局	

(2) 対象範囲

原則として令和7年4月1日から同年9月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和6年度分も含

む。)

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行について（対象：令和6年度の会計事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局局部課執務室

(2) 実施日程

令和7年11月4日から令和8年3月3日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

また、本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行については、おおむね適切になされていると認めた。

なお、いずれも事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

複数の局部に共通した監査結果は次のとおりであった。

(1) 危機管理局 安心安全課

市民局 市民文化部 消費生活センター

吉田支所 総務市民課

環境局 資源循環部 鹿児島市清掃事務所

産業局 農林水産部 農政総務課

建設局 建設管理部 管理課 河川港湾課

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難しい場合は、私有車使用伺簿によるものとするとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用しているものがあつた。

(2) 建設局 建築部 建築指導課

道路部 道路維持課

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第4条第1項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難しい場合は、私有車使用伺簿によるものとするとなっており、同要綱第5条第1項第2号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険（対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。）に加入していることとなっているが、補償内容が要件を満たしていないものがあつた。

(3) 市民局 市民文化部 消費生活センター

谷山支所 市民課

郡山支所 総務市民課

教育委員会 教育部 鹿児島市鴨池公民館

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第4条第1項によると、所属長等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとされているが、アルコール検知器による確認が行われていなかった。

局部毎の監査結果は次のとおりであつた。

(1) 総務局 市長室

指摘事項なし

(2) 企画財政局 財政部

指摘事項なし

(3) 危機管理局

指摘事項なし

(4) 市民局 市民文化部、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所、
松元支所、郡山支所

指摘事項なし

(5) 環境局 環境部、資源循環部

指摘事項なし

(6) 健康福祉局 すこやか長寿部

すこやか長寿部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市物品会計規則第25条第1項によると、出納員等は、職員に物品を供用させる場合は、物品供用簿（様式第5）により交付し、常に使用者を明確にしておかなければならないとされ、また、同条第2項によると、物品の使用者の異動により、交付を受けた物品を使用するの必要がなくなったときは、当該物品の使用者であった者は、物品供用引継書（様式第5の2）により、物品管理者の承認を得て、後任者に当該物品を引き継がなければならないとされているが、物品供用簿及び物品供用引継書を紛失しており、当年度分は作成されていなかった。（長寿支援課）

(7) 産業局 産業振興部、農林水産部

産業振興部

指摘事項なし

農林水産部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市会計規則第23条第1項によると、現金を収納したとき、又は収納金の引継ぎを受けたときは、即日指定金融機関等へ払い込まなければならない。ただし、即日払込みができない場合は、指定金融機関等の翌営業日の正午までに払い込まなければならないとなっているが、7日遅延しているものが1件、2日遅延しているものが4件あった。（農政総務課）
- ・ 鹿児島市会計規則第37条によると、課長は、歳入金に過納又は誤納による金額（以下「過誤納金」という。）があるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の2の規定によるものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに還付命令書を会計管理者に送付しなければならないとなっているが、本来の収納金より多く払込みをしたものについて、会計管理者への還付手続

を行わず、同一月の翌払込日に差額を調整して払い込んでいた。（鹿児島市都市農業センター）

(8) 建設局 建設管理部、建築部、道路部

建設管理部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島ふれあいスポーツランド使用料の受託収納内訳書について、鹿児島市会計規則第32条第6項によると、主管課長は、収納金について関係書類により検査確認しなければならないとなっているが、確認していなかった。（公園緑化課）

建築部、道路部

指摘事項なし

(9) 会計管理室

指摘事項なし

(10) 教育委員会 教育部

[指摘事項]

- ・ かごしま文化工芸村においては、鹿児島市会計規則第23条第2項の規定により、交通不便の地域で収納する現金の特例として、出納員等において収納金を保管し、毎週月曜日に取りまとめて払い込むことができると、あらかじめ会計管理者の承認を得ているが、そのとおりに取り扱われていないものが2件あった。（生涯学習課）
- ・ 鹿児島市立女性会館条例によると、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされているが、個々の申請に対する専決権者である女性会館長の決裁を受けておらず、月末にまとめて業務報告の形で処理がなされていた。（鹿児島市立女性会館）

(11) 選挙管理委員会 事務局

指摘事項なし

なお、本市職員が会計事務を行う各種団体（本市が財政援助を行っている団体）の事務執行について、複数の局部の共通した監査結果に対する業務意見は次のとおりであった。

危機管理局 危機管理課 安心安全課

市民局 松元支所 総務市民課

郡山支所 総務市民課

産業局 産業振興部 雇用推進課

農林水産部 農政総務課

教育委員会 教育部 学務課 鹿児島市立中央学校給食センター

選挙管理委員会 事務局

[業務意見]

- ・ 市の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則等の適用を受けない現金等を扱う会計事務は、財務、経理上の審査といった市の会計上のチェックを受けることなく、内部統制上、リスクの高い事務と言える。

協議会や実行委員会などの団体は、その設置目的や事業の性質から、事務処理について機動性や利便性が求められる面もあるが、職員が職務上、その会計事務を取り扱っている限り、公金と同じく適正な管理と事務処理が求められ、紛失・盗難等の事故や不正が発生すれば、市の管理責任も問われる。

そのため、各団体においては、現金管理のリスクの発生を未然に防止すべく、組織としての内部統制の機能を十分に発揮できる仕組みやチェック体制の整備に努められたい。

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
業務意見	監査結果に必然的に伴う各業務に対する監査委員の意見で、改善について検討を求めるもの